

【ドイツ】 コロナ禍の自治体支援のための憲法改正等及び倒産防止策延長

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* コロナパンデミックによる自治体の税収不足に対応し、連邦からの財政支援強化を可能にするため、2020年9月に基本法（憲法に相当）改正及び関連法制定が行われた。また、9月末までの倒産防止策の期限を、12月末まで延長する改正法も制定された。

1 憲法改正及び関連法の制定

コロナ禍による経済活動の縮小が続く中、地方自治体が税収不足による財政的な苦境に陥らないよう、連邦が財政的に支援することを可能にするため、ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）改正法と、地方自治体及び旧東ドイツの州への財政支援のための法律が、2020年9月18日に制定された。いずれも、連邦政府が連邦参議院に提出した法案と同じ文言の法案を、連立与党（CDU/CSU 及び SPD）会派が同年6月30日に連邦議会に提出し、成立したものである。

これらの立法により、2020年以降の地方自治体への財政的支援¹に関して、次の2つの措置が可能となった。①社会法典第2編（求職者基礎保障）に規定する住居・暖房のための給付金（以下「ハルツIV住居・暖房給付」）に関する連邦政府拠出金の引上げ。②巨額の営業税²収入減少を一括補償するため、救済資金を連邦と州が折半で負担するという単発的な支援。

(1) 基本法改正（第104a条及び第143h条）

「基本法改正（第104a条及び第143h条）」³は、公布翌日の2020年10月8日に施行された。

基本法第104a条は、連邦及び州の任務及び費用負担配分を規定するもので、その第3項に第3文「求職者基礎保障の分野における住居及び暖房の給付金支給に際し、連邦が費用の4分の3以上を負担する場合に、当該法律⁴は連邦の委託によって執行される。」が追加された。これによって、通常は経費の50%を連邦が負担する場合に連邦委任事務⁵となるところ、ハルツIV住居・暖房給付は75%未満の負担なら連邦委任事務にあたらないとする可能性が確保された。

新設された基本法第143h条は、連邦政府と州政府による一括補償を一度だけ行うことを規定する。「2020年に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックが発生した結果、連邦は、2020年における営業税からの収入減について市町村に有利な形で、各々の州との均等割により一回限りで一括補償を行う。補償金は、州から市町村に対し収入減予想に基づき引き渡される。州に市町村がない場合には、連邦から州に補償が行われる。」等の規定が置かれ、当

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月16日である。

¹ 連邦から州への財政支援制度については、次を参照。渡辺富久子「ドイツにおける連邦から州への財政援助—基本法が定める共同任務及び財政支援—（資料）」『レファレンス』828号、2020.1, pp.83-106. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11437530_po_082805.pdf?contentNo=1>

² 営業税（Gewerbesteuer）とは、ドイツ国内で事業を営む事業者の所得に対して、法人税、連帯付加税に加えて課税される地方税である。„Gemeinschaftsteuern.“ Bundeszentrale für politische Bildung website <<http://www.bpb.de/nachschlagen/lexika/lexikonder-wirtschaft/19471/gemeinschaftsteuern>>

³ Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 104a und 143h) vom 29 September 2020 (BGBl. I S. 2048). 全2か条。

⁴ 基本法第104a条第3項第1文は、「現金給付について定め、州により執行される連邦法」である旨、規定する。

⁵ 連邦委任事務（Bundesauftragsverwaltung）とは、連邦からの委任によって州が実施する行政である。費用は連邦が負担し、州は連邦の指示に従わなければならない。「第2章 ドイツの地方税財政制度」財務省ウェブサイト <<http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk050e.pdf>>

該補償は、通常の財政調整における財政力の評価に際しては、算定の対象とされないことも規定された。同条は、2020年12月31日に廃止される。

(2) 地方自治体及び新州の財政救済のための法律

「地方自治体及び新州の財政救済のための法律」⁶は、地方自治体の財政状況を改善し、投資能力を強化することを目的とする。①基本法第143h条の規定に基づき、連邦と州が2020年に予想される営業税収減少分を一括補償する。また、②ハルトツIV住居・暖房給付の連邦負担を25%引き上げ、計74%を連邦が恒久的に引き受け、③DDR（旧東ドイツ）の付加年金制度⁷における旧東ドイツの州の負担割合を60%から50%に引き下げ、その分、連邦の負担割合を引き上げる。

同法は、全5か条の条項法⁸で、2020年10月14日に公布された。第1条で「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）パンデミックの結果としての市町村の営業税収減の連邦及び州による補償に関する法律」⁹を制定し、第2条で社会法典第2編、第3条で2020年連邦出資決定規則¹⁰、第4条で受給権及び期待権移行法¹¹を改正し、第5条で施行日（第4条のみ2021年1月1日、それ以外は公布翌日2020年10月15日に施行）を規定する。

2 COVID-19 支払不能停止法改正—コロナ禍による倒産を防止する措置の延長—

2020年3月に制定されたCOVID-19支払不能停止法¹²は、コロナ禍の影響で債務超過に陥った企業に対し、倒産手続を開始するための支払不能申告義務を同年9月30日まで停止すると規定していた。連立与党会派は、コロナ禍は収束せず、依然として多くの企業が債務超過に脅かされているとして、申告義務の停止措置を2020年12月31日まで延長する改正法案を同年9月8日に連邦議会に提出し、COVID-19支払不能停止法改正法¹³が同月18日に成立した。同法は、全2か条から成り、同月30日に公布され、翌10月1日に施行された。

停止措置の延長が認められるのは、コロナ禍で債務超過に陥っている企業のうち、支払不能ではない企業である。もともとCOVID-19支払不能停止法は、支払不能申請義務の停止について、連邦司法消費者保護省が連邦参議院の同意を要しない法規命令によって最長で2021年3月31日まで延長できるとする命令授權の規定¹⁴を第4条に置いていたが、法規命令の発出では十分に目的が達成できないとの理由により、改正法が制定され、併せて、同条は廃止された。

⁶ Gesetz zur finanziellen Entlastung der Kommunen und der neuen Länder vom 6. Oktober 2020 (BGBl. I S. 2072)

⁷ 付加年金制度平等化法 Gesetz zur Gleichstellung mit Zusatzversorgungssystemen des Beitrittsgebiets (Zusatzversorgungssystem-Gleichstellungsgesetz - ZVsG) vom 24. Juni 1993 (BGBl. I S. 1038) 東西ドイツ統一時に旧東ドイツの年金制度をドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）の制度と調整して、平等化を図った法律。

⁸ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁹ Gesetz zum Ausgleich von Gewerbesteuermindereinnahmen der Gemeinden infolge der COVID-19-Pandemie durch Bund und Länder vom 6. Oktober 2020 (BGBl. I S. 2072)

¹⁰ Verordnung zur Festlegung und Anpassung der Bundesbeteiligung an den Leistungen für Unterkunft und Heizung für das Jahr 2020 (Bundesbeteiligungs-Festlegungsverordnung 2020 - BBFestV 2020) vom 15. Juni 2020 (BGBl. I S. 1234)

¹¹ Gesetz zur Überführung der Ansprüche und Anwartschaften aus Zusatz- und Sonderversorgungssystemen des Beitrittsgebiets (Anspruchs- und Anwartschaftsüberführungsgesetz) vom 25. Juli 1991 (BGBl. I S. 1606). 東西統一後の旧東ドイツ年金権（受給権及び期待権）の旧西ドイツの年金制度への移行を規定する。

¹² Gesetz zur vorübergehenden Aussetzung der Insolvenzantragspflicht und zur Begrenzung der Organhaftung bei einer durch die COVID-19-Pandemie bedingten Insolvenz (COVID-19-Insolvenzaussetzungsgesetz - COVInsAG) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569)

¹³ Gesetz zur Änderung des COVID-19-Insolvenzaussetzungsgesetzes vom 25. September 2020 (BGBl. I S. 2016)

¹⁴ 2020年3月制定のコロナ対策法は、同年9月末日を期限とする規定が多く、この期限の延長は所管する連邦省の発出する法規命令で可能である旨の規定（命令授權）を備える法律は多かった。2020年9月中に発出された期限延長のための法規命令としては、社会サービス事業者投入法延長規則 Sozialdienstleister-Einsatzgesetz-Verlängerungsverordnung vom 16. September 2020 (BGBl. I S. 2000) がある。